

福知山市設備強化利子補給金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、設備投資に係る融資を受けた本市の小規模事業者に対し、当該融資の利子補給として予算の範囲内において福知山市設備強化利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者をいう。
- (2) 設備 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築設備又は会計基準上の機械装置であって、新設、生産能力の拡大、省エネ化、省力化、合理化等を目的とする設備をいう。ただし、建物本体や車両本体（附属物を除く。）及び従来設備の単なる入れ替えは対象としない。

(交付対象者)

第3条 利子補給の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人（本市に住所を有する者に限る。）又は法人とする。

- (1) 本市に主たる事業所、営業所等を有する小規模事業者
 - (2) 市税の滞納がない者
 - (3) 利子補給金と同趣旨であると市長が認める他の利子補給措置を受けていない者
- (対象融資等)

第4条 利子補給の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、本市での事業活動（市長が別に定めるものを除く。）に係る設備投資のための融資であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 200万円以上1,250万円以下の融資であること。
- (2) 償還期間が1年以上の融資であること。
- (3) 設備投資以外の資金使途を含まない融資であること。
- (4) 旧債返済を資金使途に含まない融資であること。
- (5) 申込年度の4月1日から3月31日までに実行された融資であること。

2 前項の規定にかかわらず、複数の対象融資を受ける交付対象者は、当該対象融資のうち1つについてのみを利子補給の対象とする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の対象となる期間は、金銭消費貸借契約証書に基づき対象融資が実施された日から6回目の利子の支払の約定日までの間とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、前条に規定する期間内において支払った対象融資に係る利子の全額とする。ただし、返済が約定日から遅れた場合は、その遅れた期間に係る利子を除くものとする。

2 利子補給金の額の上限は、10万円とする。

(申込書の提出等)

第7条 利子補給金を受けようとする交付対象者は、対象融資実施後に取扱金融機関を通じて福知山市設備強化利子補給金申込書に次に掲げる書類を添えて、対象融資に係る金銭消費貸借契約を締結した日から30日以内に市長に申し込まなければならない。

- (1) 対象融資に係る金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) 返済予定表
- (3) 対象設備の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、1 交付対象者1 年度につき1 回を限度とする。

3 市長は、第1 項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、福知山市設備強化利子補給金受付通知書を交付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(利子補給金の交付申請の時期及び手続等)

第8 条 前条第3 項に規定する交付を受けた者(以下「利子補給事業者」という。)は、第5 条に規定する期間を経過する日から6 0 日以内又は当該日の属する年度の末日のいずれか早い日までに福知山市設備強化利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 利子支払証明書
- (2) 納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金の交付を決定し、これを指令書にて通知するものとする。

(利子補給金の請求及び交付)

第9 条 前条第2 項に規定する通知を受けた利子補給事業者は、速やかに市長に所定の請求書により利子補給金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求の後に利子補給金を交付するものとする。

(交付の制限)

第10 条 市長は、利子補給事業者が第7 条第1 項の規定による申込みの後、第8 条第1 項に規定する申請までの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 対象融資を資金の使途に従って使用しないとき。
- (2) 交付対象者でなくなったとき。
- (3) その他市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(交付の取消し及び返還)

第11 条 市長は、利子補給事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付を取り消し、又は既に交付した当該利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要領に違反したとき。
- (3) その他市長が不適正と認めたとき。

(帳簿等の保存)

第12 条 利子補給金の交付を受けた利子補給事業者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を当該利子補給金の交付を受けた年度終了後5 年間保存しなければならない。

(その他)

第13 条 この要領に規定する申込書、申請書等の様式その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3 0 年4 月1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。